

# 「国民的融合」論の破たん

—全解連冊子『あすはみえています』批判—

大 賀 正 行

最近四月に、大阪において『あすはみえています—部落問題の解決はもうそこに—』と題した宣伝冊子が出版された。全解連大阪府連の発行による冊子である(以下「冊子」という)。それはそれは底ぬけに明るい、明るい「冊子」である。表紙の顔はみんな笑っている、差別なんて、生活苦なんて、もうどこにもないといった顔ばかりがならんでいる。明るいことはいいことだ。しかし明るさにも二つある、底ぬけの楽観主義と、たたかう者の明るさと。

差別と生活苦にさいなまれていようと、闘う人々は未来

に解放を展望して、明るくつきすすむものだ。わが部落解放同盟の上杉佐一郎委員長の顔も、大阪府連委員長の上田卓三代議士の顔も実に明るくいい顔をしている。しかし、子ども頃のあの差別された苦しみや貧乏生活の耐えがたさは決して忘れてはいない。また今なお、全国に差別のために生命を奪われたり悪環境と貧困のなかにおかれているきょうだいたちのいることも決して忘れてはいない。そして、全国水平社創立以来の血のにじむような闘いと団結の力が、そして平和と人権のために生命をささげた人々の闘いの成果として、今日の状態があることを理解し、今また帝国主義、軍国主義が頭をもたげ出し、平和を奪い、生活を破壊し、人権をふみにじろうとしてきている危険に対し

て、断固と闘う必要のあること、この聞いただけが、一歩一歩と解放を実現していくものであり、したがって一層部落大衆の自覚と団結を求める必要のあることを十分承知しての明るさである。いわば、きびしさをかみしめた明るさであり、闘うものが必ず勝利するという未来への確信からくる明るさである。

ところがどうであろうか、差別を忘れ、それを見ようともせず、ひとたび力関係が変われば差別強化の底へまっしぐらにつきおとそうとねらっている敵の存在も忘れて、日本には敵階級もファシストも、差別主義者も誰一人いないけっこうな民主社会と思ひ込んで、底ぬけの楽観主義で貫ぬかれてるのが、この全解連「冊子」である。

いや敵はいる。彼らにとつてわが部落解放同盟だけが敵なのである。この「冊子」には、底ぬけの楽観主義とならんで、部落解放同盟憎しの敵本主義がつらぬかれてる。真の敵を見忘れたものは、必ず味方に敵を求めざるをえない。意見の違い、路線の違いはありうることだ。しかし同じ人民内部の矛盾としてこれは競争の関係におくべきであつて、敵対の関係におくべきものではない。部落解放同盟の見解や路線を支持するのか、全解連を支持するかはそれは部落大衆や国民の側が判断することであつて、正しい路線は勝利し、まちがった路線は破綻する。ウソも百遍言え

えてしてこのようなセクト主義的ふるまいをするものであるが。

全解連「冊子」の五ページは言う、「結婚差別については、その存在を否定しないが、それを越えていく人が圧倒的多数であるということ、また「自分」は一人ではなく「自分」のまわりには絶えず仲間がいるということ、人は変わることには確信を持ち、力をあわせてそのためにはたらかかける二人でありたい。「いい時代に生まれた。未来に障害がないし、まわりにはいい仲間がいる」「いま、彼とつきあっている。同和地区に生まれたことで不安だったが彼に打ち明けた。両親にも話してくれ、結婚することになった」。

この文章は、部落民は絶対一般の人とは結婚できない、いやすべきではないといった宿命論者に対する批判としては当たっている。しかし、こんなにすんなりと行くものばかりではないという事実にはどう答えるのだろうか。昨年来大きくとりあげられている道祖本結婚差別事件をみてほしい。彼女は彼に打ち明けたところ、最初は「部落」なんて関係ないと言っていた。それがどうだろう、急転直下、二人の仲が裂かれることになった。この事実はどうこたえるのだろうか。

全解連の「冊子」も、「結婚差別については、その存在

ば真実になるとはナチス、ヒトラーの言葉だが、しかしウソはウソ、デマはデマなのであつて、正しい立場に立つ者は、相手を口ぎたなくののしることもいらないければ、毛嫌にする必要もない。冷静に理をもつて真実を語るのみである。

## 二

一口に言つて全解連のこの「冊子」の考えは、差別からの解放に展望を見い出せない宿命論や、階級的視点に立ちえない部落第一主義に対するアンチ・テーゼの一面主義に貫ぬかれてる。そして自分は底ぬけの楽観主義、「寝た子起こすな論」や「分散論」そして「解消論」におちこんでいることをごまかしている。また自分の立場を正当化するために、執拗に相手を部落第一主義者や宿命論者にしたあげてる。あるいは、差別の痛みからくる感情的な自然発生的な宿命観や思想的未熟さからくる部落第一主義的な傾向を正しい方向に説得し導く態度をとらないで、あげ足とりに食いついて、これを口ぎたなく排除の態度で迫る。あるいは、矛盾させて二者択一を迫る。まちがったテーゼをジン・テーゼに、即ち弁証法的高みに高められないものは、したがつてアンチ・テーゼしか対置できないものは、

を否定しないが」と一応は認めているようだが、これを実に軽くかたずけて、「それを越えていく人が圧倒的多数である」と後者に力点をおいて前者をなげすめてしまっている。これが、テーゼに対するアンチ・テーゼ的態度である。圧倒的多数とはどんな調査からでた数字かしらないが、全解連の人々には結果的には結婚できたとしても、そこに行きつくまでのトラブルはないのだろうか。結婚後に差別がぶりがえしてくることもないのだろうか。

道祖本結婚差別事件と全く同じ時期に、同じ茨木市でもう一つの結婚差別事件が起つていた。実はその女性は筆者の地区（大阪市日之出地区）出身だが、今は地区外に住んでいる。彼女は、国鉄東淀川駅ホームから快速電車に向つて自殺一歩手前の心境におかれた。しかしわが日之出の人々の励ましを受け結婚相手に対しても厳しいかつねばり強い説得の中で、昨年十月に二人はめでたく結婚を実現した。（彼女の経過報告と決意表明が、部落解放同盟大阪府連発行の『活動家通信』第二十二号にのせられている。）

結果的には結婚できたわけだが、そこへ到るまで、大変な苦勞と日之出の仲間の努力があつた。道祖本の女性もそうだが、私の日之出の女性も体験してみても初めて、差別の存在、その厳しさをしみじみとかみしめたという。「結婚差別については、その存在を否定しないが」と気整には言

っておれない差別の厳しさを痛感したのである。結果は道祖本の場合は、仲を裂かれ、日之出の場合は結婚にこぎつけた。後者の日之出のような例をみて全解連「冊子」は、「それを越えていく人が圧倒的多数である」と言いたいのであろうが、結婚に到るまでの、「それを越えていく」ための苦勞や闘いのことには全くふれられていない。たとえ結婚することになってその結婚式に両親が出席しない場合がしばしばあるという事実は眼中にないようである。

もう一度くり返すが、道祖本のケースと日之出のケースの二つあること。この両面を正しく捉えることである。法律的には憲法二十四条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、……」のおかげで、二人の愛情と結婚への意志が強固でありさえすれば、二人の結婚をはばむものはない。この点、戦前の旧民法七七二条が父母の同意を婚姻の条件にしていたこととの決定的な戦後の変化である。戦後の民主化の過程において部落と部落外との通婚も増加していくことは必然のことである。しかし二人の愛を引裂く部落差別がこれにからみつく。そのことに對する心構えがないと（道祖本の場合も日之出の場合も全くその点無自覚であった）、劇的ショックを受け自殺にいたるということにもなりかねないのである。憲法上は「婚姻は両性の合意のみ」なのに、現実には、なお家と家との結婚式の影が

重なるしこのしかかっている。いずれの結婚式場へ行っても○家と△家の婚礼という看板がかかっていることも家族主義のなごりであり、これは簡単には解消されそうもない「慣習」、全解連の言葉をかりれば「残りかす」なのである。

全解連「冊子」は言う、「ひとつは、一やれ結婚差別だ、糾弾だ、自殺したーなどという見通しのない暗い啓発映画、もうひとつは未来に確信を持ち明るい展望がひらける学習会、あなたならどちらに参加したいですか？」（同五ページ）。

私は、啓発映画が暗い宿命論を宣伝しているとは思わないうが、それじゃ全解連「冊子」は楽観論の一面的あやまちに落ちこんでいるとは気づかないのだろうか。「差別はない」とか、あっても「大した問題ではない」と思っている人々に対して（これは部落の内にも外にも多く存在する）、部落差別の事実を示し、今なおこうした部落差別が厳然として存在することを啓発することが必要である。そして、その是非を訴え、一日もすみやかな解決を迫ることこそ、民主社会の発展にとって必要なことである。啓発映画はこのためにつくられている。そのことを正しく理解しないで、暗いとか宿命的と非難するのは一方的である。しかし、「部落に生まれたものはどうすることもでき

ない」とか「私は部落のものだからあなたと結婚できない」と宿命的にとらえている人には、二人の愛の力によって、差別と闘い仲間に支えられて差別を乗り越えて結婚に到った実例を示して励ますことの啓発が必要である。以上、この二つの態度は決して矛盾しないものであり、対立させて一面的立場に陥ってはならないのである。

全解連「冊子」のアンチ・テーゼ一面主義は次のようなデマを平気でしゃべることにつながっていく。

「部落内での結婚が圧倒的に多かったのですが、いま憲法に保障された民主主義の時代、その民主主義を守り育てる時代。（中略）部落問題は「結婚」についても最終ゴールをめざしてすすんでいるのです。ところが、ここに困った障害があります。それは、『解同』の『結婚差別糾弾』の姿勢です。また、それに追隨する行政をはじめとした『啓発活動』です。」「情報キャッチしたりすると、その関係者を糾弾する」「裁判を持ちこもつというのです。」「二人の愛情が障害を乗り越えるのだ。糾弾が障害をとりのけるのではない」（七ページ）。

これは全く事実を反するデマ宣伝である。結婚差別が発生したからといっていきなり糾弾だ裁判だと、どこの「解同」組織がしているのか。先に紹介した日之出の場合は、一にも説得二にも説得、そして二人の愛情を大切に結

婚にまでみんなで支えあった。このような実例はいくらでもある。いや、これがまずとるべき方針である。たとえ仲を裂かれても、本人の意志とかけ離れて「解同」組織が糾弾にもちこんだ例があれば、教えてもらいたいものだ。差別事件として糾弾会にもちこまれたり、裁判ざたになるケースはよくよくの場合だ。道祖本結婚差別事件として表に出すまでに、十九歳の娘さんのどんな苦勞と心の葛藤があったか、よく本人の訴えに耳をかたむけてから言ってみよう。事実にもとずかないで現象面だけを主観的に解釈してデマを平気でいう。これが「真実を伝える唯一の新聞」でデマられたんじゃないものではない。この反「解同」主義からくる偏見は、自殺さえ考えたこの部落の娘の立場に立たずして、反対に差別した側を保護する誤りをおかしている。日共・全解連って一体何なのだろうかといいたい。

### 三

日共・全解連は最近、部落解放基本法に反対するにとどまらず、同和行政や予算の削減、打ちきりまで大声で主張しはじめている。『部落解放研究』四九号論文において私は、「村崎論文」「飯田意見書」などを紹介し、批判をし

ておいたが、水平社宣言までもち出し、その自主解放の精神、自立・自闘の精神と対立させて行政への依存を一日も早くやめろと口やかましくまわがたてている。これは全く、「法」打ち切り、同和行政の廃止をたくらむ政府自民党の反動派を喜ばせるもの以外のなにものでもない。「所得制限の導入」を求め「同和行政からの脱却」を主張している彼らの見解は共産党や全解連の意見だということを立てて示せば、なんというけしからん意見だと全解連の一般会員はみな反対することはまちがいない。それくらい、「自助努力」の美名のもとに社会保障や福祉からの脱却を画策する政府・自民党とつり二つなのである。

すこし全解連「冊子」から拾い読みしていくことにする。たとえば八ページ、「同和地域の子どもやからとって特別らしくに保育所に入れてもったり、小学校なんかでも同和の学校という先生の数もえらい多いということだ。わるいこととは思いませんが、いつまでもそういつことでは一般地域の子どもと気楽につきあってゆくのには障害になるのぢがいますか」（教師・二八歳・男性）。「わるいこととは思わない」のであれば、なぜこれを一般地域にもひろげていこうと考えないのだろうか。

次に、「冊子」の三六～三七ページ「ゆりかごから墓場まで・個人給付の見直し」には、次のような一節がある。

「いうことを早く政策提起しなければならぬと思えますよ。これを早期にしないと、臨調行政改革の流れにまき込まれてしまい、必要な事業までもうちきられてしまう」。続いて二四ページにおいても西脇氏は次のように発言している。「同和行政の見直しをいふばあ、やはり我々は『自立と融合』を促進する立場での見直しであり、臨調・行革路線にもとづく打ち切りの立場での見直しには反対である」。

なかなか明解である。部落解放同盟大阪府連も三年ほど前から、「わが方の立場に立った見直し、総括点検」の必要性を方針として打ち出し、臨調・行革路線に立った「見直し」に断固抵抗する方針を出している。西脇氏の見解とはは通じるものがあり、これが正しい立場だ。ところが、先に私が批判した村崎氏や飯田氏の見解は日共中央方針に追随して、この点を全くあいまいにしている。一般の全解連「冊子」は三四～三七ページで同和行政削減の考えを展開しながら、これでは「臨調路線」とどこが違うのか、という批判に気づいてか反対論を三八ページで述べているわけだ。しかし少なくとも西脇氏のように明解に言わなければ、「臨調路線」にのみこまれてしまう。私が『部落解放研究』四九号論文でも述べているように、すなわち、「最近の『臨調・行革』の中では、この低い一般水準すら

「いま住民の自立が問われているとき、個人給付のあり方や、その内容について検討し、見直していくことはとりわけ大切になっていきます」（三八ページ）。ここでは、一応「臨調路線」への反対論も展開されている。ゆがんだ、肥大化した同和行政をやめて、充実した一般行政に移行せよと言うのが全解連「冊子」の言いたいことなのだろうが、「臨調路線」では一般行政の水準が落ち込んでいくので、「部落住民が特別施策から離脱して、より充実した一般行政へ移行する道を閉ざしてしまいます。まさに、自立の基礎を根こそぎなくしてしまう大敵です」（三八ページ、自立をばばむ、「二つの障害」）。だから「臨調路線」に反対しなければならぬという論理である。

ここに彼らの動揺と混乱があらわれている。「同和行政脱却論」はおそらく日共中央から出されたものなのだろうが、これと「臨調路線」との違いはどうなっているのかという疑問やとまどいが起っている。これは日共中央と、部落大衆の立場に立とうとするまじめな全解連幹部との間での一つの矛盾・対立である。

これをもちとも率直に表明した発言が、彼らの座談会のなかに出ていた。一例をあげれば、雑誌『部落』四六五号（八五年十二月）二三ページの西脇忠之氏の発言である。「我々は『自立と融合』に役立つ施策とはなんであるかと

切り下げて来ているわけです。こんな中で同和行政の削減・廃止、一般行政への移行を主張することは行革の嵐にむかって窓を開くこと」にならねないのである（二三ページ。傍線は筆者の追加）。

一般行政水準がどんどん切り下げられようとしている時に、同和予算だけでも守りぬかなければ部落大衆の生活はどうなるだろうか。部落大衆の生活がよくなったというが、同和対策のテコ入れがあるという条件のもとの話で、もしこれをはずしたら、生活の低下がおこらぬと考えているのだろうか。日共中央のように気楽な立場におれない全解連幹部は、ここをじっくりと考えるべきである。率直に言うておくが、私はなにがなんでも同和予算という立場にはない。（但し、「エタであることを誇り」とする水平社宣言の精神を理解せず、部落をきらい、差別から逃避していく丑松主義にもとづいて一般施策にかくれるという考えには反対であるが。）同和地区の人はなんでも同和予算・同和施策というやり方は、考えようによっては差別行政になりかねない面もある。一般施策の充実によって同和地区住民の地位の向上や生活の安定をはかるべきが本来の姿であろう。しかし、それは容易なことではない。やむなき妥協点として、同和予算として対処されてきた歴史的事情があった。このことを理解すべきである。また同和

対策は、単に応急的な措置にとどまっただけではない。他地区からの流入者や周辺地域の一部住民の生活向上にも役立ってきたという事情にも、注目すべきである。

したがって、一般施策の拡充・強化のないもとで、あるいは教育や仕事面の施策がなお遅れているもとで、同和行政は「一般行政を補完する特別措置」とか「一般行政に移行するための経過措置」だといって同和行政の後退や同和予算の削減を許してはならないし、ましてそのことを簡単に求めてはならないのである。

ここに私自身の体験がある。一九五九年、いわゆる大阪市内ブロック教育闘争である。部落の父母や子どもたちの教科書の無償配布の要求を市教委は一般施策で実現できないのでとりあえず、応急措置として同和予算で行なった。ここには、二つの意味があったと思う。一つは、一般施策の不十分さを補完し、同和地区の子どもたちの遅れ、つまり一般との格差を是正するための特別措置であり、もう一つは、一般施策へのひろがりをも同和地区のみで食い止めたという意味である。しかし市教委は翌年、準貧困者対策の充実で一般施策の中にとりくみ、やがて文部省がすべての子どもに無償配布となったのでこの問題は解決した。同和対策が一般施策の底上げ拡充に貢献した一つの典型的実例である。

にこそ全力を注ぐべきである。その闘いの中で、今日の情況にそぐわないものなど、あくまでも部落大衆の立場に立って見直し、いや総括点検を提起すべきである。

この点に関しては、杉之原寿一氏が『赤旗評論特集版』第四六〇号（一九八六年一月二〇月）において次のように述べていることは、注目すべきことである。（なお、前記『部落解放研究』四九号論文において、資料三として杉之原論文をあげておきながら欠落していることをおわびし、以下に引用することとした。）

ところで、もともと一般行政水準が低いから特別措置をとらざるをえないのであって、同和行政は一般行政とは別枠の行政体系ではなく、一般行政の補完行政という性格をもっている。したがって事業・施策の適正化に際しては、一般行政水準の引き上げという視点が基本にすえられなければならない。たとえば「一般施策との均衡の維持」あるいは「周辺地域との一体性の確保」という視点からの点検・見直しとはいっても、それは決して、水準の低い一般施策や周辺地域に地ならしをすることによって均衡や一体性をはかるということではなく、一般行政や周辺地域の水準を可能なかぎり引き上げながら、それとのかかわりで同和対策事業を点検・見直し、不当なものについては適正化をはかるといふことになければならぬ。

また、部落住民の生活実態の改善・向上にともなって必要でな

根本は一般施策の日々の充実による福祉社会の実現こそ目的である。それが実現しておれば、同和予算も同和住宅も必要でなかったかもしれない。あるいは、一部のものは同和住宅に、一部は一般住宅へとなって、なにかも同和住宅ばかりにはならなかったらう。

ところで、同和対策や特別措置があるから「逆差別」的認識や「ねたみ意識」が生まれてくるのではない。また、差別・偏見や無理解といった主観的要因のみで生まれてくるのではない。その根本原因は、一般施策の貧困の問題にある。

社会の矛盾の一番下ずみとして部落の貧困があった。それに要求が生まれ、闘いがはじまり、それなりの改善がなされていく、するとたちまち、周辺地域より同和地区の方がいい環境という事態となった。実は周辺地域は、すぐに追い越されるような低位の水準にあったのだ。これを日共・全解連のように同和事業の肥大化反対と攻撃するのはなく、部落解放運動が獲得した水準をいかに一般施策に拡充するかという方向に問題をたてるべきである。一般施策が充実すれば、同和予算にしがみつくといい現象もなくなれば、「ねたみ意識」も解消する。同和予算の大幅削減とか、同和行政の廃止の方向に答を求めるのではなく、「臨調・行革」路線と真向うから対決して一般施策の充実

くなった個人給付的事业については、順次打ち切り・廃止してゆかなければならないが、この場合でも単に打ち切りさえすれば、廃止さえすればよいというわけではない。必要でなくなった特別措置の打ち切り・廃止に際しては、財源の許すかぎり、対応する一般施策の水準の向上をはかるとともに、対応する一般施策はないが重要なものについては、新たに一般施策を策定して、部落内外を問わず当該施策を必要とする世帯や人びとに適用していく方向が追求されなければならない。もとより、軍拡・臨調路線のもとで国民生活に対する国家的・社会的保障の切り下げが強行されている時だけに、一般施策の拡充・強化をかちとめることは決して容易ではない。しかし特別措置の打ち切り・廃止に際し、一般施策への移行と同時にその拡充・強化がはかられないならば、軍拡・臨調路線のもとでますます水準が低下する一般施策の受給利用をめぐって、部落内外の住民の間に競争・対立が生じ、部落問題の解決を妨げることになりかねない。（二五ページ）

杉之原氏と、日共中央や全解連方針との違いは明白である。

## 結 び

少数派、野党の立場におかれていると、どうしても、あげ足とりや相手の欠陥をほじくりまわす戦術をとりざるを得

えないということになるが、それでは絶対に与党になれない。「解同」路線を批判するのは、それはそれでよいだろう。しかし、アンチ・テーゼの一面的批判やありもしないことや言ってもいないことをかかってにねじ曲げたり、デッチあげたりして、デマ宣伝することはやめた方がいい。

全解連の方針が正しいと確信するならば、その方針にそってそれなりの積極的な運動を起こすべきだ。部落解放基本法に断固と反対し、五年を限度とする時限立法を要求するのであれば、その時限立法の法案を早く打ち出すべきだ。いまだに全解連案はみたことはないし、この全解連「冊子」にも見あたらない。同和住宅の家賃や保育料が安すぎると言うならば、全解連の会員だけでも、適正と思う家賃や保育料を納入する運動を起したらどうか。同和住宅は部落を固定する、分散すべきだというならば、同和保育所や同和住宅に入居させると要求せず一般施策を受ける運動を起してはどうか。全解連「冊子」の三五ページでも述べているように、同和教育推進校の教師が多すぎるとか、保育が多すぎると批判しているが、そんな学校や保育所で、三五人学級のきめ細い教育を受け、いい保育を受けていることはどうなんだ。日共党員の教員もそれぞれ公正平等に同和予算の推進手当を受けとっていることはどうなんだ。これを返上してから批判をしてはどうか。すべての責任を

「解同」の暴挙となすりつけ、肥大化したと批判する同和予算や施策については、窓口一本化反対、公正平等に受けとるということでは、すじが通らないとは思わないのか。テレビなどの公開論争で国民に聞いてもらいたいことがらである。「解同」組織が抵抗力を失い、どんどん家賃の値上げや施策の後退を許したら、全解連会員の入居者も同じようにやられるということだ。こちらは、こちらに対して敵意をしむけてきても、こちらは、日共・全解連に妨害者と思えば腹も立とうが、同じ部落のきょうだいと思えば、ここは断固とがまんして、みんなの幸せのために闘っている。地方行革の嵐が吹きすさぶ、この厳しい時いつまでも「解同」攻撃していかないで、そろそろ方針転換をしてはどうかと言いたい。